

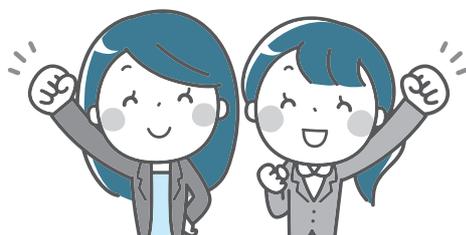
令和4年10月からの 制度改正のお知らせ

1 短時間勤務職員が共済組合に加入

被用者保険の適用拡大に伴い、以下の条件を全て満たしている短時間勤務職員は、令和4年10月1日から短期組合員となり、短期給付(医療保険)、福祉事業(保健事業、貯金事業、貸付事業、物資事業)が適用されるようになりました。

なお、長期給付(年金)については、これまでどおり日本年金機構の適用で変更はありません。

- 週20時間以上の勤務
- 月額賃金8.8万円以上
- 2か月を超えて使用される見込みがある
- 学生ではない



2 育児休業期間中の掛金免除要件

■ 月例給の免除要件

従来の月末に育児休業を取得しているときは掛金等が免除されるという要件に加えて、育児休業の開始と終了が同じ月であり、14日以上の育児休業を取得した場合も掛金等が免除されます。

11月1日から11月20日まで育児休業を取得した場合



育児休業の開始と終了が同じ月であり、14日以上の育児休業を取得しているため、11月分の掛金等が免除されます。

■ 期末手当等の免除要件

従来は期末手当等支給月の末日に育児休業を取得しているときはその月の掛金等が免除されましたが、10月以降は支給月の末日に育児休業を取得しており、かつ1か月を超える育児休業を取得している場合に限り免除されます。

12月10日から翌年1月15日まで育児休業を取得した場合



支給月の末日に育児休業を取得しており、かつ1か月を超える育児休業を取得しているため、12月の期末手当等の掛金等が免除されます。